

熊本市病院事業条例（平成２０年条例第１１７号）新旧対照表

改正後（案）	現行																
（趣旨） 第１条 この条例は、熊本市立熊本市市民病院及び熊本市立熊本市市民病院附属芳野診療所並びに熊本市立植木病院（以下「病院等」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （平２２条例５８・一部改正） （位置） 第２条 病院等の位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本市立熊本市市民病院</td><td>熊本市東区東町４丁目１番６０号</td></tr> <tr> <td>熊本市立熊本市市民病院附属芳野診療所</td><td>熊本市西区河内町野出１４１０番地</td></tr> <tr> <td>熊本市立植木病院</td><td>熊本市北区植木町岩野２８５番地２９</td></tr> </tbody> </table> （平２２条例５８・平２３条例６２・平３１条例２２・一部改正） （使用料及び手数料の納付） 第３条 病院等を利用する者は、使用料又は手数料を納めなければならない。 ２ 使用料及び手数料は、その都度納めなければならない。ただし、入院の場合の使用料は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるところにより納めなければならない。 （使用料及び手数料の額） 第４条 使用料は、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第７６条第２項の	名称	位置	熊本市立熊本市市民病院	熊本市東区東町４丁目１番６０号	熊本市立熊本市市民病院附属芳野診療所	熊本市西区河内町野出１４１０番地	熊本市立植木病院	熊本市北区植木町岩野２８５番地２９	（趣旨） 第１条 この条例は、熊本市立熊本市市民病院及び熊本市立熊本市市民病院附属芳野診療所並びに熊本市立植木病院（以下「病院等」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （平２２条例５８・一部改正） （位置） 第２条 病院等の位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本市立熊本市市民病院</td><td>熊本市東区東町４丁目１番６０号</td></tr> <tr> <td>熊本市立熊本市市民病院附属芳野診療所</td><td>熊本市西区河内町野出１４１０番地</td></tr> <tr> <td>熊本市立植木病院</td><td>熊本市北区植木町岩野２８５番地２９</td></tr> </tbody> </table> （平２２条例５８・平２３条例６２・平３１条例２２・一部改正） （使用料及び手数料の納付） 第３条 病院等を利用する者は、使用料又は手数料を納めなければならない。 ２ 使用料及び手数料は、その都度納めなければならない。ただし、入院の場合の使用料は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるところにより納めなければならない。 （使用料及び手数料の額） 第４条 使用料は、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第７６条第２項の	名称	位置	熊本市立熊本市市民病院	熊本市東区東町４丁目１番６０号	熊本市立熊本市市民病院附属芳野診療所	熊本市西区河内町野出１４１０番地	熊本市立植木病院	熊本市北区植木町岩野２８５番地２９
名称	位置																
熊本市立熊本市市民病院	熊本市東区東町４丁目１番６０号																
熊本市立熊本市市民病院附属芳野診療所	熊本市西区河内町野出１４１０番地																
熊本市立植木病院	熊本市北区植木町岩野２８５番地２９																
名称	位置																
熊本市立熊本市市民病院	熊本市東区東町４丁目１番６０号																
熊本市立熊本市市民病院附属芳野診療所	熊本市西区河内町野出１４１０番地																
熊本市立植木病院	熊本市北区植木町岩野２８５番地２９																

規定により厚生労働大臣が定めた算定方法、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定めた基準その他法令等により定められた基準等によって算定した額とする。

2 健康保険法、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の保険者その他これらに準ずる団体の委託を受け、その被保険者又は団体会員及びその家族の診療を行う場合の使用料及び手数料並びにその徴収方法については、法令又は本市との協定の定めるところによる。

3 熊本市立熊本市市民病院の初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。）及び再診（熊本市立熊本市市民病院が他の病院（病床数が200未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。）における使用料については、前2項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1) 初診の場合 5,500円

(2) 再診の場合 2,750円

4 セカンドオピニオン相談（他の医療機関において診療を受けている者又はその家族等が、当該診療について、主治医以外の医師から意見、説明等を聴くために行う相談をいう。）に係る使用料は、1回につき、相談時間30分までごとに7,850円とする。

5 予防接種、健康診断等（以下「予防接種等」という。）の使用料で、前各項の規定により難い場合の使用料は、行政官庁の告示及び通知、実費、近隣の病院の状況等を参考に病院等ごとに管理者が定める額とする。ただし、本市との間に予防接種等に関し契約のある場合の使用料については、その契約

規定により厚生労働大臣が定めた算定方法、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定めた基準その他法令等により定められた基準等によって算定した額とする。

2 健康保険法、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の保険者その他これらに準ずる団体の委託を受け、その被保険者又は団体会員及びその家族の診療を行う場合の使用料及び手数料並びにその徴収方法については、法令又は本市との協定の定めるところによる。

3 熊本市立熊本市市民病院の初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。）及び再診（熊本市立熊本市市民病院が他の病院（病床数が200未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。）における使用料については、前2項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1) 初診の場合 3,300円

(2) 再診の場合 820円

4 セカンドオピニオン相談（他の医療機関において診療を受けている者又はその家族等が、当該診療について、主治医以外の医師から意見、説明等を聴くために行う相談をいう。）に係る使用料は、1回につき、相談時間30分までごとに7,850円とする。

5 予防接種、健康診断等（以下「予防接種等」という。）の使用料で、前各項の規定により難い場合の使用料は、行政官庁の告示及び通知、実費、近隣の病院の状況等を参考に病院等ごとに管理者が定める額とする。ただし、本市との間に予防接種等に関し契約のある場合の使用料については、その契約

の定めるところによる。

- 6 熊本市立熊本市民病院の特別室を使用する場合は、前各項の規定により算定した額に１日につき次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額を加算する。

区分	金額
A室 １人用	13,200円（助産に係る使用料にあつては、12,000円）
B室 １人用	11,000円（助産に係る使用料にあつては、10,000円）
C室 １人用	6,600円（助産に係る使用料にあつては、6,000円）
D室 １人用	5,500円（助産に係る使用料にあつては、5,000円）

- 7 熊本市立植木病院の特別室を使用する場合は、第１項から第５項までの規定により算定した額に１日につき次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額を加算する。

区分	金額
A室 １人用（応接セット及び浴室設置）	5,500円
B室 １人用	3,300円
C室 １人用（療養病棟）	2,750円

- 8 入院期間が１８０日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護（健康保険法第６３条第２項第５号及び高齢者の医療の確保に関する法律第６４条第２項第５号の選定療養に該当するものに限る。）については、第１項及び第２項に規定する使用料のほか、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成１８年厚生労働省告示第４９８号）第１０号

の定めるところによる。

- 6 熊本市立熊本市民病院の特別室を使用する場合は、前各項の規定により算定した額に１日につき次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額を加算する。

区分	金額
A室 １人用	13,200円（助産に係る使用料にあつては、12,000円）
B室 １人用	11,000円（助産に係る使用料にあつては、10,000円）
C室 １人用	6,600円（助産に係る使用料にあつては、6,000円）
D室 １人用	5,500円（助産に係る使用料にあつては、5,000円）

- 7 熊本市立植木病院の特別室を使用する場合は、第１項から第５項までの規定により算定した額に１日につき次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額を加算する。

区分	金額
A室 １人用（応接セット及び浴室設置）	5,500円
B室 １人用	3,300円
C室 １人用（療養病棟）	2,750円

- 8 入院期間が１８０日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護（健康保険法第６３条第２項第５号及び高齢者の医療の確保に関する法律第６４条第２項第５号の選定療養に該当するものに限る。）については、第１項及び第２項に規定する使用料のほか、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成１８年厚生労働省告示第４９８号）第１０号

に規定する通算対象入院料の基本点数に１００分の１５を乗じて得た点数（その点数に１点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に相当する額を納付しなければならない。

９ 手数料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

区分	金額
普通診断書	2,200円
死亡診断書	3,300円
死体検案書	5,500円
生命保険用診断書	5,500円
厚生年金診断書	5,500円
国民年金診断書	5,500円
休職・復職診断書	2,200円
恩給診断書	5,500円
傷害関係診断書	5,500円
身体障害者手帳申請用診断書	5,500円
自動車損害賠償保険診断書	5,500円
自動車損害賠償保険明細書	5,500円
新規申請（在宅）者に係る介護保険主治医意見書	5,500円
新規申請（施設入所）者に係る介護保険主治医意見書	4,400円
継続申請（在宅）者に係る介護保険主治医意見書	4,400円
継続申請（施設入所）者に係る介護保険主治医意見書	3,300円

に規定する通算対象入院料の基本点数に１００分の１５を乗じて得た点数（その点数に１点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に相当する額を納付しなければならない。

９ 手数料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

区分	金額
普通診断書	2,200円
死亡診断書	3,300円
死体検案書	5,500円
生命保険用診断書	5,500円
厚生年金診断書	5,500円
国民年金診断書	5,500円
休職・復職診断書	2,200円
恩給診断書	5,500円
傷害関係診断書	5,500円
身体障害者手帳申請用診断書	5,500円
自動車損害賠償保険診断書	5,500円
自動車損害賠償保険明細書	5,500円
新規申請（在宅）者に係る介護保険主治医意見書	5,500円
新規申請（施設入所）者に係る介護保険主治医意見書	4,400円
継続申請（在宅）者に係る介護保険主治医意見書	4,400円
継続申請（施設入所）者に係る介護保険主治医意見書	3,300円

上記以外の文書	5,500円以下において管理者が定める額
---------	----------------------

10 熊本市立熊本市市民病院の駐車場の使用料は、次の表のとおりとする。

区分		使用料の額（1台当たり）
用務先確認印がある場合	30分までのとき。	無料
	30分を超え5時間までのとき。	200円
	5時間を超え12時間までのとき。	200円に5時間を超える部分について1時間までごとに100円を加算した額
	12時間を超え24時間までのとき。	1,000円
	24時間を超えると	1,000円に、24時間を超え24時間までごとに次に掲げるいずれか低い額を加算した額 (1) 1,000円 (2) 1時間までごとに100円
用務先確認印がない場合		1時間までごとに200円

（ファミリーハウスの使用）

第4条の2 ファミリーハウスを使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 ファミリーハウスの使用料は、次のとおりとする。

- (1) 大人（中学校又はこれに準ずるものに就学している者以上の者をいう。）
1人につき1日までごとに1, 870円
- (2) 子ども（小学校又はこれに準ずるものに就学している者をいう。） 1

上記以外の文書	5,500円以下において管理者が定める額
---------	----------------------

10 熊本市立熊本市市民病院の駐車場の使用料は、次の表のとおりとする。

区分		使用料の額（1台当たり）
用務先確認印がある場合	30分までのとき。	無料
	30分を超え5時間までのとき。	200円
	5時間を超え12時間までのとき。	200円に5時間を超える部分について1時間までごとに100円を加算した額
	12時間を超え24時間までのとき。	1,000円
	24時間を超えると	1,000円に、24時間を超え24時間までごとに次に掲げるいずれか低い額を加算した額 (1) 1,000円 (2) 1時間までごとに100円
用務先確認印がない場合		1時間までごとに200円

（ファミリーハウスの使用）

第4条の2 ファミリーハウスを使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 ファミリーハウスの使用料は、次のとおりとする。

- (1) 大人（中学校又はこれに準ずるものに就学している者以上の者をいう。）
1人につき1日までごとに1, 870円
- (2) 子ども（小学校又はこれに準ずるものに就学している者をいう。） 1

人につき１日までごとに８８０円 ３ 前２項に規定するもののほか、ファミリーハウスの使用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。 （使用料及び手数料の減免） 第５条 管理者は、病院等を利用する者の生活が著しく困難なときその他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免することができる。 （損害賠償の義務） 第６条 病院等を利用する者は、病院等の施設又は備品等を滅失し、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 （委任） 第７条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。	人につき１日までごとに８８０円 ３ 前２項に規定するもののほか、ファミリーハウスの使用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。 （使用料及び手数料の減免） 第５条 管理者は、病院等を利用する者の生活が著しく困難なときその他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免することができる。 （損害賠償の義務） 第６条 病院等を利用する者は、病院等の施設又は備品等を滅失し、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 （委任） 第７条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。
--	--

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。